

東労基発 1213 第 1 号

平成 30 年 12 月 13 日

一般社団法人東京経営者協会会長 殿

東京労働局労働基準部長



積雪・凍結による転倒災害等防止について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っており厚く御礼申し上げます。

平成 29 年の都内における労働災害の発生状況は、10 月末現在で、休業 4 日以上
の死傷災害件数は 7,449 件と前年同期（6,725 件）を上回る状況となっています。

このうち転倒による災害は、1,962 件と全体の約 26% を占めているだけでなく、前
年同期（1,571 件）と比較して約 25% 増加している状況にあります。

冬季においては、積雪・凍結を原因とする、転倒災害、自転車及び車両（オートバ
イク含む）運転中の交通労働災害、建物屋根等の除雪作業中の墜落・転落災害等の労
働災害が懸念されます。

特に、平成 30 年 1 月に発生した積雪量 20 センチメートルを超える大雪後には、屋
外のみならず、屋内を含めた転倒災害が大幅に増加したことから、これら転倒災害を
防止するためには、天候急変に対処できるよう気象情報の収集を行い、事前に対策を
講じることが重要です。

つきましては、当局において、冬季における転倒災害防止を目的とした別添のリー
フレットを作成しましたので、これを御活用いただき、貴団体の広報媒体を通じて、
冬季における積雪・凍結による転倒災害等防止等の周知啓発に御協力賜りますようお
願いたします。

なお、東京労働局のホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/topics/2017/9_00002.html) にも電子媒体を掲載しておりますので、併せてご活用ください。